

千葉市国民保護計画作成の基本的考え方(案)

方針 1

「県計画」
「モデル計画」
を基本

- 1 千葉県国民保護計画及び市町村モデル計画に基づき作成
- 2 基本的人権の尊重など、特に留意すべき事項を「国民保護措置に関する基本方針」として定め、計画作成に当たっての基本理念とする
- 3 武力攻撃事態等 8 類型全体に通じる対処の基本を提示併せて、事態類型ごとの対応の違い、留意事項を特記

方針 2

千葉市の
特性に配慮

- 1 県都として政治・経済・社会機能が集積する千葉市の特性に配慮
- 2 石油コンビナートや大規模集客施設など、武力攻撃等の標的となることによって多大な被害が発生する施設が存在することへの配慮
- 3 人口集積が大きいことから、高齢者や障害者、外国人など、災害時要援護者が多数居住することへの配慮

方針 3

大規模テロ
などの記述
の充実

- 1 都市機能が集積しており、大規模テロなどの標的となりやすいことへの配慮
- 2 千葉県国民保護計画と同一の構成を採用
- 3 想定される大規模テロ事例等と、事態ごとの対応モデルを具体的に記述

方針 4

災害対策等
のしくみを
最大限に
活用

- 1 「地域防災計画」等で構築されたしくみを活用
- 2 近隣自治体や関係機関との緊密な連携・協力を重視
- 3 市の総力を発揮しうる全庁的な実施体制を構築